

学校感染症の種類と登学停止期間の基準

感染症名			出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
	痘瘡	南米出血熱	
	ペスト	マールブルグ病	
	ラッサ熱	急性灰白髄炎	
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）		
	中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）		
	特定鳥インフルエンザ		
	新型インフルエンザ等感染症		
	その他の指定感染症		
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）		発症後5日を経過、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹		解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎		耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹		発疹が消失するまで
	水痘		すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱		主要症状消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルスであるものに限る）		発症後5日を経過、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	結核		病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎		
第三種	コレラ、細菌性赤痢		病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス、パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		